平成２３年（フ）第３１０号
長野市若穂保科2693番地、前住所長野県千曲市大字上山田299番地３
破産者　髙橋　邦夫
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
長野市三輪２丁目６番４号、前住所長野市三輪９丁目19番３号
破産者　清水　祐治
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
長野県中野市大字吉田1254番地３
破産者　竹内　邦夫
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
長野県中野市大字吉田1254番地３
破産者　竹内　啓子
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９３１号
大阪府豊中市永楽荘１丁目９番５―107号
破産者　二口　昭裕
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６４号
大阪市城東区放出西２丁目10番21―708号
破産者　佐々木俊明
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７４号
大阪府東大阪市中新開２丁目４番５号
破産者　清川成徹こと　趙　　成徹
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４４号
大阪府守口市外島町６番　メイプルパークスクエア西２番街810、開始決定時の住所大阪府守口市大庭町１丁目18番12号
破産者　川﨑　智志
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１１号
大阪府茨木市東太田２丁目９番13号、事業所所在地大阪府高槻市辻子１丁目23―３
破産者　行工務店こと　大塚　孝行
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１３４号
大阪府守口市金田町１丁目39番５号
破産者　徳田スミ子
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５７号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番２―1905号府営東大阪春宮住宅２棟1905号
破産者　佐藤　壽男
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３００号
大阪市中央区日本橋２丁目15番６号　サニーハウスＯＫＵＮＯ402、前住所滋賀県東近江市五個荘七里町248番地８
破産者　山下　明宣
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９６号
大阪府八尾市山城町１丁目７番20号
破産者　文字工房こと　靏岡　一人
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５２７号
大阪府茨木市下穂積４丁目13番609号
破産者　川瀬　美穂
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６５３号
大阪市西成区山王１丁目５番12号　610号、前住所大阪府箕面市桜ヶ丘４丁目12番37号
破産者　杉山　正義
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１６５号
大阪府吹田市千里山東２丁目21番23―401号、前住所大阪府吹田市南吹田１丁目６番23号
破産者　西村　哲宏
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２２４号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目25番12号タカシハイツ402号
破産者　井中　正喜
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２８３号
大阪市中央区南船場１丁目３番16―601号、前住所大阪市中央区粉川町１番８―406号
破産者　クスノキこと　楠　　直樹
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６２８号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番10―505号
破産者　高島直人こと　高　　景培
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部